平成25年2月4日経済産業省製造産業局自動車課

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

中古自動車の輸出時における一時的な部品の取り外し範囲についてのお知らせ

中古自動車の輸出については、コンテナを利用した輸出の増加や、不適正に 解体された自動車を中古車として称して輸出する事例が確認されていることな どを踏まえ、中古車の輸出とは認められない事例、中古車の輸出として認めら れる部品取り外しの範囲及び廃棄物の輸出に該当する事例について、下記のと おりお知らせします。

記

1.中古車の輸出とは認められない事例

次の作業が行われたものは、外見上自動車としての使用を終えていることが明確であることから、中古車として輸出することはできません。また、こうした作業は、使用済自動車の解体行為であり、自動車リサイクル法の解体業の許可を受けた解体業者でなければ行うことができません。

ハーフカット、 ノーズカット、 ルーフカット、 テールカット、 エンジンの取り外し、 車軸の取り外し、 サスペンションの取り外し

2. 中古車の輸出として認められる部品取り外しの範囲

1以外の場合でも、輸出に当たり部品の取り外しを行うときは、自動車リサイクル法の解体行為に当たる可能性があります。

ただし、次の付属品等を取り外す行為は、解体行為とは解釈されません。

カーナビ、 カーステレオ、 カーラジオ、 車内定着式テレビ、 ETC車載器、 時計、 サンバイザー、 サイドバイザー、 ブラインド(カーテン、カーテンレールを含む。) 泥除け、 消火器、 運賃メーター、 防犯灯、 防犯警報装置、 防犯ガラス(プラスチック製のものを含む。) タコグラフ(運行記録計) 自重計、 運賃料金箱(両替機を含む。)

また、次の品目については、コンテナ輸送に伴う積載効率の観点からやむを得ず一時的に取り外し、これらを取り外された車両と同一のコンテナに積載する場合に限り、その取り外しは解体行為とは解釈されません。

タイヤ、 ミラー、 バンパー、 ボンネット、 リアハッチ・トランクリッド

3.廃棄物の輸出に該当する事例

使用済自動車、解体自動車()、特定再資源化物品は、自動車リサイクル 法第 121 条に基づき、廃棄物とみなされます。廃棄物を輸出する場合、廃棄物 処理法に基づき、環境大臣の確認が必要です。

このため、1の から までに掲げるハーフカット等の作業が行われた自動車を輸出しようとした場合であって、フロン類、エアバッグ類、鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯が回収されていないときは、廃棄物の輸出に該当するおそれが高く、違法な輸出が未遂であっても、廃棄物の未確認輸出として、罰せられる可能性があります。

適正に解体され、その全部を利用するものとして輸出業者等に引き渡されたものは、一律には廃棄物とみなされず、個別に該否が判断されます。

4.問い合わせ先

経済産業省製造産業局自動車課自動車リサイクル室 TEL 03-3501-1690 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 TEL 03-5501-3153